

岩手県基盤整備関連経営体育成等促進計画等事務取扱要領の一部改正 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
第1 [略] 第2 (1) 経営体育成基盤整備事業 (2) 土地改良総合整備事業 (3) 農地中間管理機構関連農地整備事業 (4) 畑地帯総合整備事業（担い手育成型） (5) 中山間地域総合整備事業（農業経営高度化支援事業実施地区のみ） (6) かんがい排水事業（農業経営高度化支援事業実施地区のみ） （地方協議会における審査） 第3 対象事業の促進計画等を作成する市町村長は、新規地区は6月20日、変更地区は6月20日または10月15日までに地方農業農村整備事業地区担い手育成協議会長（以下「地方協議会長」という。）へ促進計画等の事前審査を依頼（別記様式1）するものとする。 2 地方協議会長は、地方協議会を招集し、依頼のあった促進計画等の内容を審査し、その結果を、新規地区は7月10日、変更地区は7月10日または11月5日までに市町村長通知（別記様式2）するものとする。 3 審査の結果、内容が適切と判断された場合、市町村長は、促進計画等の承認申請書（別記様式3）を新規地区は7月15日、変更地区は7月15日または11月10日までに知事へ提出するものとする。 4 <u>計画</u>の変更に伴う審査のうち、次に掲げるものについては、書面による審査を行うことができるものとする。 (1) <u>ハード事業の工期延期に伴う目標年度等の変更</u> (2) <u>10%未満の受益面積の増減に伴う集積計画の変更</u> (3) <u>その他自然災害等やむを得ない事情により地方協議会を招集することが困難であると地方協議会長が判断した場合</u> <u>【新規】</u>	第1 [略] 第2 (1) 経営体育成基盤整備事業 (2) <u>経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）</u> (3) 土地改良総合整備事業 (4) 畑地帯総合整備事業（担い手育成型） (5) 中山間地域総合整備事業（農業経営高度化支援事業実施地区のみ） (6) かんがい排水事業（農業経営高度化支援事業実施地区のみ） （地方協議会における審査<u>等</u>） 第3 対象事業の促進計画等を作成する市町村長は、新規地区は6月20日、変更地区は6月20日または10月15日までに地方農業農村整備事業地区担い手育成協議会長（以下「地方協議会長」という。）へ促進計画等の事前審査を依頼（別記様式1）するものとする。 2 地方協議会長は、地方協議会を招集し、依頼のあった促進計画等の内容を審査し、その結果を、新規地区は7月10日、変更地区は7月10日または11月5日までに市町村長へ通知（別記様式2）するものとする。 3 審査の結果、内容が適切と判断された場合、市町村長は、促進計画等の承認申請書（別記様式3）を新規地区は7月15日、変更地区は7月15日または11月10日までに知事へ提出するものとする。 4 <u>促進計画等</u>の変更に伴う審査のうち、<u>軽微な変更を除き、自然災害等やむを得ない事情により地方協議会を招集することが困難であると地方協議会長が判断した場合は</u>、書面による審査を行うことができるものとする。 <u>5 4の軽微な変更については、次に掲げるものとし、これらの変更については、市町村長は7月15日または11月10日までに地方協議会長を経由して知事へ届け出る（別記様式9）ものとする。</u> (1) <u>ハード事業の工期延期に伴う目標年度等の変更</u> (2) <u>10%未満の受益面積の増減に伴う集積計画の変更</u> <u>6 5による促進計画等の変更があった場合は、地方協議会長は、地方協議会の構成員に変更内容を周知するものとする。</u>

(協議会における審査)

第4 知事は、岩手県農業農村整備事業地区担い手育成協議会長（以下「協議会長」という。）に市町村長から提出された促進計画等の審査を依頼（別記様式4）するものとする。

2 協議会長は、協議会を召集し、促進計画等の内容を審査するとともに、その結果を新規地区は7月末日、変更地区は7月末日または12月末日までに、知事へ通知（別記様式5）するものとする。

3 知事は、2項に定める審査の結果、内容が適切と判断された場合、1月15日までに市町村長へ承認通知（別記様式6）するものとする。

4 計画の変更に伴う審査のうち、次に掲げるものについては、書面による審査を行うことができるものとする。

(1) ハード事業の工期延期に伴う目標年度等の変更

(2) 10%未満の受益面積の増減に伴う集積計画の変更

(3) その他自然災害等やむを得ない事情により地方協議会を招集することが困難であると地方協議会長が判断した場合

【新規】

(その他)

第5 農地中間管理機構関連農地整備事業は、第3、第4の「市町村長」を「広域振興局長」に読み替えるものとする。

2 農地中間管理機構関連農地整備事業の集積集団化等促進基盤整備計画については、地方協議会の審査に先立ち、市町村長に意見照会を行うものとする。

附則 [略]

(協議会における審査等)

第4 知事は、岩手県農業農村整備事業地区担い手育成協議会長（以下「協議会長」という。）に市町村長から提出された促進計画等の審査を依頼（別記様式4）するものとする。

2 協議会長は、協議会を召集し、促進計画等の内容を審査するとともに、その結果を新規地区は7月末日、変更地区は7月末日または12月末日までに、知事へ通知（別記様式5）するものとする。

3 知事は、2項に定める審査の結果、内容が適切と判断された場合、1月15日までに市町村長へ承認通知（別記様式6）するものとする。

4 促進計画等の変更に伴う審査のうち、自然災害等やむを得ない事情により協議会を招集することが困難であると協議会長が判断した場合は、書面による審査を行うことができるものとする。

5 第3の5により市町村長から知事へ変更の届出があった場合は、知事は協議会長へ変更内容を報告（別記様式10）し、協議会長は、協議会の構成員に同内容を周知するものとする。

(その他)

第5 農地中間管理機構関連農地整備事業は、第3、第4の「市町村長」を「広域振興局長」に読み替えるものとする。

2 農地中間管理機構関連農地整備事業の集積集団化等促進基盤整備計画については、軽微な変更を行う場合を除き、地方協議会の審査に先立ち、市町村長に意見照会を行うものとする。

なお、軽微な変更を行う場合は、広域振興局長は、市町村長に変更内容を周知するものとする。

附則 [略]

附則

この要領は、令和8年8月24日から施行する。

促進計画等における審査のフロー

【経営体育成基盤整備事業ほか（農地中間管理機構関連農地整備事業を除く）】

[略]

促進計画等における審査のフロー

【農地中間管理機構関連農地整備事業】

[略]

【新規】

促進計画等における審査のフロー

【経営体育成基盤整備事業ほか（農地中間管理機構関連農地整備事業を除く）】

[略]

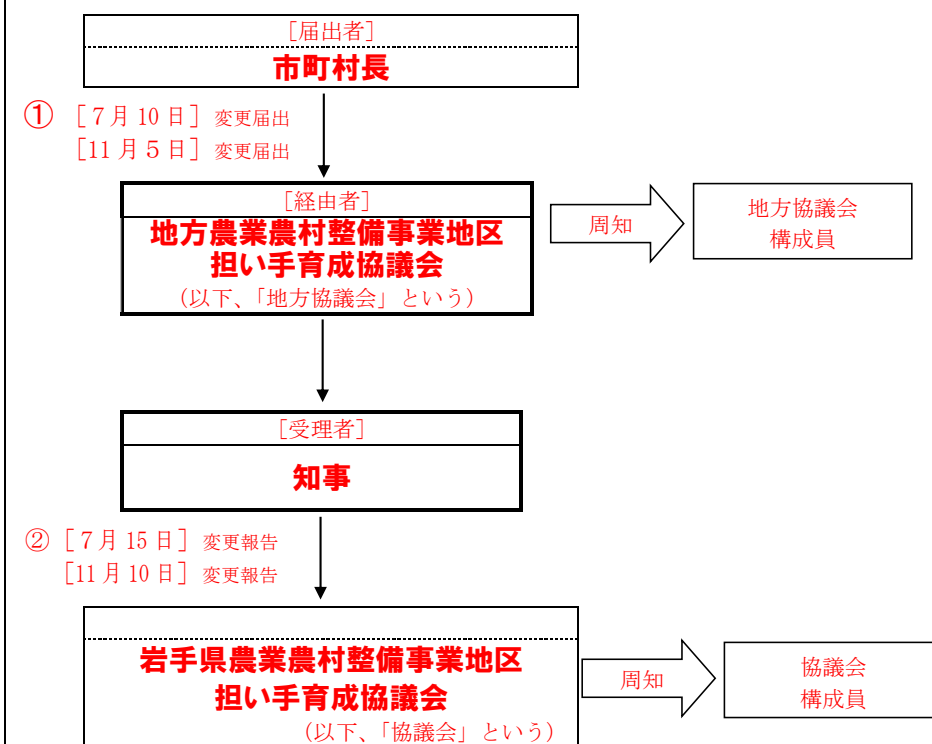
促進計画等における審査のフロー

【農地中間管理機構関連農地整備事業】

[略]

促進計画等における届出のフロー

【経営体育成基盤整備事業ほか（農地中間管理機構関連農地整備事業を除く）】

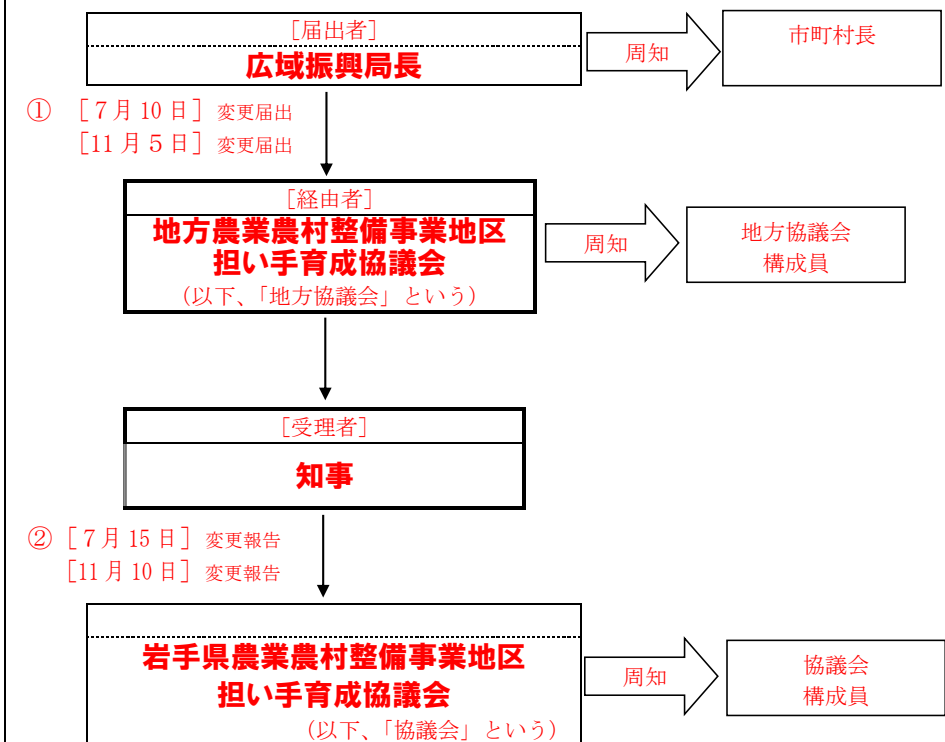


- | | | |
|--------------|---------------------------|-----------------|
| ① 促進計画等の変更届出 | (市町村長→地方協議会長 (経由)
→知事) | 要領第3の5 (別記様式9) |
| ② 促進計画等の変更報告 | (知事→協議会長) | 要領第4の5 (別記様式10) |

【新規】

促進計画等における届出のフロー

【農地中間管理機構関連農地整備事業】



- ① 促進計画等の変更届出 (広域振興局長→地方協議会長(経由)→知事) 要領第3の5 (別記様式9)
- ② 促進計画等の変更報告 (知事→協議会長) 要領第4の5 (別記様式10)

(別記様式1) ～ (別記様式8) [略]

(別記様式1) ～ (別記様式8) [略]

【新規】

(別記様式9)

番 号
年 月 日

岩手県知事 様
(〇〇地方農業農村整備事業地区
担い手育成協議会長経由)

市町村長

基盤整備関連経営体育成等促進計画等の変更届
このことについて、下記のとおり変更したので、岩手県基盤整備関連経営体育成等促進
計画等事務取扱要領第3の5に基づき、関係書類を添えて報告します。

記		
対象計画書名	地区名	変更内容

(注) 基盤整備関連経営体育成等促進計画等（基盤整備関連経営体育成等促進計画書、農業
農村活性化計画書、集積集団化等促進基盤整備計画及び農用地利用集積地域土地改良整
備計画）を添付すること

【新規】

(別記様式10)

番 号
年 月 日

岩手県農業農村整備事業地区
担 手 育 成 協 議 会 長 様

岩手県知事

基盤整備関連経営体育成等促進計画等の変更届の報告について
このことについて、下記のとおり市町村から変更の届出があったので、岩手県基盤整備
関連経営体育成等促進計画等事務取扱要領第4の5に基づき、関係書類を添えて報告しま
す。

記

市町村名	対象計画書名	地区名	変更内容

(注) 基盤整備関連経営体育成等促進計画等（基盤整備関連経営体育成等促進計画書、農業
農村活性化計画書、集積集団化等促進基盤整備計画及び農用地利用集積地域土地改良整
備計画）を添付すること